

水産用エクテシン®

Ektecin® for Fishes

【本質の説明又は製造方法】

水産用エクテシンは、スルファモノメトキシシン水和物とオルメトプリムを配合した散剤で、アユのピブリオ病やウナギのパラコロ病に有効な製剤です。

【成分及び分量】

品 名	水産用エクテシン
有効成分	日局スルファモノメトキシシン水和物 オルメトプリム
含 量	100 g 中 日局スルファモノメトキシシン水和物 …… 30 g オルメトプリム …………… 10 g

【効能又は効果】

スルファモノメトキシシン水和物・オルメトプリム合剤感受性菌による下記疾病の魚類に対する死亡率の低下

ア ュ：ピブリオ病
ウナギ目魚類：パラコロ病

【用法及び用量】

魚体重 1 kg 当たり 1 日量本剤として下記の量を投与する。

ア ュ：25mg～50mg 5～6 日間
ウナギ目魚類：25mg～50mg 5～7 日間

【使用上の注意】

「基本的事項」

1 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は、水産試験場等の指導機関に相談の上使用すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：

本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（あゆ及びうなぎ目魚類）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

あ ュ：食用に供するために水揚げする前15日間
うなぎ目魚類（うなぎにあっては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前37日間は飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件におかれる体重100gを超えるもの）：食用に供するために水揚げする前37日間

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光、高温及び多湿を避け、密閉して保管すること。
- ・使用済み容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

【包 装】

水産用エクテシン 1 kg

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社 営業部
〒860-0083
熊本市北区大窪一丁目 6 番 1 号
TEL：096(345)6505
FAX：096(345)7879
<https://www.vet.meiji.com/>

【製造販売元】

meiji 明治アニマルヘルス株式会社
東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。